

発行者・ユニオンネット・埼玉 : 組合事務所・〒346-0005 久喜市本町 6-12-25
 発行責任者・渋谷晃次 : 電話・090-5504-5801・FAX・0480-22-0019・Eメール kozi-2002@nifty.com

ホームページアドレス: <http://homepage3.nifty.com/union-net-saitama/>



ユニオンネット埼玉

急な退職勧奨で、労働相談へ！ —子会社で働く64歳、親会社が介入—

労働協約なし、
 口約束で4年以上...

7月15日(水)、久喜駅西口駅前で、宣伝行動が行われ、6名の組合員が参加し、チラシとリレートークで、来る19日(日)の労働相談について呼びかけました。だいたいユニオンネット埼玉も駅前での宣伝が認識されてきていつようで、チラシの受け取りも、前より多いように感じました。

今回の労働相談の件の起りも、宣伝後、相談前日の18日に、Nさんから「解雇されそうなので相談したい」旨の電話があり、19日の労働相談日に10時に久喜の事務所に来ていただきたいと案内して約束をしました。

当日、10時にNさんが来所開し、渋谷・栗原・桑原・小林の4人で対応しました。相談内容をまとめてみると、「Nさんは、F株式会社を60歳で退職し、そのとき、F会社の子会社Aができたので、そこで働いてくれないかということで、働きはじめ4年1ヶ月経った時に、F会社の会長から『もうとしかからそろそろ勇退したらどうか』といわれたので、Nさんは、『私はやめませんよ。』といてその場を離れたそうですが、仕事仲間のMさん(実はA社の監査役になっている)が『K社長が近じか会いたい』と言っていた。』と伝えてきたので、解雇通告されるのではないかと予感したNさんは、友人に相談したとき、1枚のチラシを渡されて、『ここに相談したら』といわれたそうです。見せてもらいましたが7月15日に配布したチラシでした。チラシの効果の一例を見た思いがしました。

その日の15時から、緊急執行委員会(渋谷・矢島・茂木・高田・栗原・桑原・小林)を開催し、次のことを確認しました。①対応を早急に行う。②Nさんに組合に加入してもらおう。③退職勧奨の中身について、団体交渉を求める。④本人の合意がない限り、辞めさせることはさせないという基本を確認させる。

7・22緊急執行委員会開く！

7月22日、19日の確認にもとづいてそれぞれ分担した仕事を行い、A社の履歴事項全部証明書を法務局から取って、A社の住所、社長の確認と自宅住所を確認し、A社に対し労働組合結成通知(Nさんがユニオンネット埼玉に加入したことを知らせる)と団体交渉を求める内容証明書を用意し、午後7時から行われる緊急執行委員会(浦和パルコ9階)で協議されました。

渋谷・矢島・茂木・栗原・高田・小林の6名が参加しました。①まず、手続きについて、Nさんが組合に加入した旨通告する。同時に、退職勧告のA社の(事実上は、F社の本意)本意とNさんの働き続けたいという本人の要求は、認めるようにという交渉を求める内容証明書を、23日に郵送することを、内容を確認して承認されました。今後の対応については、①A社は、完全に無視するか、団交拒否にでてくるか、回答指定日の7月30日まで様子を見る。②A社のS社長と会って話を聞いて把握してからという意見もあったが、とにかく相手がどう動くか、見極めてということで、Nさんが解雇されることも予想されるので、我々自身の学習も強く求められるので、「解雇4要件」についての復習をすることを確認しあいました。



7・27定例執行委員会で、再度、Nさんの件で

意思統一、7・23 の夕方、親会社のK社長の退

職勧奨があったことが判明した！

7月27日（月）、18時30分、久喜事務所において、定例執行委員会が開催され、引き続きNさんの件について協議を行うことになりました。まず、Nさん本人からだされていた組合加入届けについて、参加者全員の承認にもとづいて、組合員となりました。自己紹介の後、本題に入りました。

Nさんから「実は7月23日、夕方6時30頃呼ばれて、F社のK社長とA社の監査役員のMとの2人から、『会長から話を聞いていると思うが、普通の会社では63歳くらいで皆辞めている。わかるだろう？』と自主退職するように言われた。Mからは『退職勧告すれば、それで決まるんだよ』といわれたそうですが、Nさんは、『辞める気はありません。』と断りました。23日の夕方は、まだ、こちら側が、午前中に内容証明とNさんの組合加入の手紙を出したばかりなので、相手は知っているはずがないので、親会社が人事まで介入してきていることに対し、協議した結果、①親会社のF社のK社長に直接、どんな権限で退職勧奨をするのか話し合いたいので、7月31日に会いたい旨の電話をすることになりました。27日には、A社のS社長に内容証明と組合加入通知が届いていれば、すでにF社のK社長の耳にもはいていることだろうと思いました。翌日、午後1時にK社長に直接電話したところ、開口一番、「この件については、皆さんにご迷惑をおかけするので、代理人をを立てて対応したい」、Nさんと話したことについて、「K社長と話したいので、31日に時間をとって欲しい。」という「個人的に用事があり無理」と逃げられたが、こちらが出した内容証明と加入通知は、A社のS社長に届いていたことがK社長の口から語られた。

日程については、こちらもこれから検討するので、明日29日返事しますという回答がありました。一つ確認ということで、K社長に「A社とF社の関係は、どのようなものなんですか？」「親子の関係です。分割して独立していますが」。翌日、返事を持っていると、今日はまだ調整が付かないので30日の夕方には返事ができますので、まって欲しい旨の話でした。そのとき、確認したことは、「代理人（弁護士）は、A社のS社長の代理人ということで確認してもいいですね。」「ハイ結構です」ということで、その日は、終わりましたが、執行委員のなかには、A社のS社長と直接会って、Nさんについてどう思われているか把握した上で、進めるべきだという意見もあり、31日に直接、S社長を訪問しようと予定しておりましたが、30日になって、

社長から電話が夕方あり、「ようやく代理人の弁護士さんが決まりました。名前はO弁護士で、夕方までには連絡が入りますので、O弁護士にすべて今後のことについて、日程・交渉の場所等について一任いたしましたので、よろしくお願ひしたいと言うことでしたので、弁護士の連絡を待つことにしました。

18時17分にファクスが届きました。内容は、「A社のS社長の代理人として、回答と一切の対応を受任いたしました。しかしながら本件に関する事実関係等の確認が未了であるため、設定された期限までに回答することが困難な状況です。確認が終わり次第団体交渉の申入れに誠実に対応させていただきたいと考えておりますので、その旨ご了承下さい」という文面でありました。回答が困難な事情を考慮するが、いったいいつ頃まで待てばよいのか目途だけでも回答して欲しい旨のファックスをすぐに送りました。

翌日の午後0時10分頃、O弁護士より電話があり、来週いっぱい7日までには回答したい旨の返事がありました。その他、今後の進め方で場所については、もう一度、話し合うことにしました。交渉はやはり会って話し合うことが基本であると合意しました。弁護士からは、親会社のF社のS社長も同席させていただけないかという提案がありましたので、あくまでA社のS社長の代理のO弁護士が中心であるが、同席することは結構であると認めました。以上現在までの経過報告です。疑問点・意見・提案などがありましたら、お電話ください。

今後の予定

- 8月9日（日）13:30・北浦和・労働会館
第2回・ユニオンネット・埼玉定期大会
- 8月15日（土）10時～12時労働会館
県本部・労働運動拡大委員会
- 8月29日（土）10:30・千代田区和泉橋区
民館（地方自治研の名で）第3回労運委関東交流



たたかひの原点は、団結・継続・信頼ですね